

社会福祉法人伊集の木会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 障害者支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 障害福祉サービス事業の経営

(ロ) 障害児通所事業の経営

(ハ) 老人デイサービス事業の経営

(ニ) 特定相談支援事業の経営

(ホ) 障害児相談支援事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人伊集の木会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組みとして、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を沖縄県那覇市に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上8名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、該当者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者(租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。)の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員として権利義務を有する。
- 3 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとする。
(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、各年度の総額が280,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算
- (10) 臨機の措置(予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄)

(11) 解散

(12) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 12 条 評議員会は、定時評議員会として、毎年 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 13 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 14 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係者を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係者を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 16 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 15 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名がこれに署名する。

第 4 章 役員及び職員

(役員の数)

第 16 条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6 名以上 7 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1 名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 17 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

第 18 条 社会福祉法第 44 条第 6 項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第 44 条第 7 項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第 19 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 20 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 21 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第 15 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員解任)

第 22 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 23 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第24条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第25条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第27条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 現金 1,000,000円
- (2) 土地 沖縄県浦添市内間二丁目692番地1所在 畑 (521 m²)
- (3) 土地 沖縄県那覇市字古島宇久増原6番6所在 雑種地 (184 m²)
沖縄県那覇市字古島宇久増原6番8所在 雑種地 (121 m²)

沖縄県那覇市字古島字久増原 11 番 5 所在 雑種地 (94 m²)

3 筆合計 (399 m²)

- (4) 土地 沖縄県島尻郡南風原町字新川新川原 507 番 2 所在 原野 (3,080 m²)
沖縄県島尻郡南風原町字新川新川原 505 番 4 所在 原野 (21 m²)
2 筆合計 (3,101 m²)

- (5) 建物 沖縄県那覇市字古島 6 番地 1 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 5 階建

障害者支援施設園舎 一棟 (1,926.63 m²)

床面積 1 階 500.44 m²

2 階 497.91 m²

3 階 466.12 m²

4 階 430.06 m²

5 階 32.10 m²

- (6) 建物 沖縄県南城市玉城字前川 665 番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建

障害者支援施設園舎 一棟 (1,398.50 m²)

床面積 1 階 769.19 m²

2 階 629.31 m²

- (7) 建物 沖縄県島尻郡南風原町字新川 507 番 2 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建

複合施設 (障害児・障害者・高齢者) 一棟 (1,792.81 m²)

床面積 1 階 603.15 m²

2 階 604.98 m²

3 階 584.68 m²

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 31 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数 (現在数) の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を得て、沖縄県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、沖縄県知事の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資 (独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。) に関する契約を結んだ民間金融機関に対し

て基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

- (3) 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を沖縄県知事に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく沖縄県知事に届け出るものとする。

(資産の管理)

第32条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第35条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第36条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 37 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第 38 条 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の 3 分の 2 以上の承認を要する。

第 7 章 解散

(解散)

第 39 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 40 条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 8 章 定款の変更

(定款の変更)

第 41 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、沖縄県知事の認可(社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を沖縄県知事に届け出なければならない。

第 9 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 42 条 この法人の公告は、社会福祉法人伊集の木会の掲示場に掲示するとともに、官報、琉球新報、沖縄タイムス又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 43 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長 黒潮 武秀
理事 神谷 幸夫
" 平田 興徳
" 宮里 朝敏
" 黒潮 寛
" 中村 文子
" 安里 積貞
監事 池宮城紀夫
" 田場 徹

附 則

この定款は、沖縄県知事の認可の日(昭和 63 年「1988 年」10 月 17 日)から施行する。

【一部改正の内容】

1. 第六条の 2 追加
2. 第二十一条を改正

附 則

この定款は、沖縄県知事の認可の日(平成 3 年「1991 年」11 月 28 日)から施行する。

【一部改正の内容】

第六条第二項と第十三条第二項を改正

附 則

この定款は、沖縄県知事の認可の日(平成 5 年「1993 年」4 月 26 日)から施行する。

【一部改正の内容】

第一条から第十三条、第十六条、第二一条、第二二条、附則を改正

附 則

この定款は、沖縄県知事の認可の日(平成 8 年「1996 年」2 月 14 日)から施行する。

【一部改正の内容】

1. 第一条、第四条、第五条を改正
2. 第九条を追加し、第九条から第二四条まで一条ずつ繰り下げ、追加・改正

附 則

この定款は、沖縄県知事の認可の日(平成 8 年「1996 年」7 月 25 日)から施行する。

【一部改正の内容】

第一条(事業の追加)、第一二条(基本財産)改正

附 則

この定款は、沖縄県知事の認可の日(平成 10 年「1998 年」2 月 16 日)から施行する。

【一部改正の内容】

1. 第一条(事業の追加)、第九条第二項追加、第十七条第二項追加、第十八条の二を追加挿入
2. 第四条(理事定数の変更)改正

附 則

この定款は、沖縄県知事の認可の日(平成 11 年「1999 年」 6 月 17 日)から施行する。

【一部改正の内容】

第一条、第二条(用語の変更)改正

附 則

この定款は、沖縄県知事の認可の日(平成 11 年「1999 年」 12 月 24 日)から施行する。

【一部改正の内容】

第一二条(資産の区分)改正

附 則

この定款は、沖縄県知事の認可の日(平成 15 年「2003 年」 12 月 24 日)から施行する。

【一部改正の内容】

定款準則の改正

附 則

この定款は、沖縄県知事の認可の日(平成 16 年「2004 年」 3 月 25 日)から施行する。

【一部改正の内容】

第三章(評議員及び評議員会)改正

附 則

この定款は、沖縄県知事の認可の日(平成 16 年「2004 年」 4 月 15 日)から施行する。

【一部改正の内容】

第一条(事業の追加)改正

附 則

この定款は、沖縄県知事の認可の日(平成 16 年「2004 年」 7 月 15 日)から施行する。

【一部改正の内容】

第一条(事業の追加)改正

附 則

この定款は、沖縄県知事の認可の日(平成 17 年「2005 年」 4 月 1 日)から施行する。

【一部改正の内容】

1. 一般記載に従い算用数字に変更
2. 第 7 条(役員を選任等)、第 18 条(資産の区分)、第 19 条(基本財産の処分)、第 32 条(定款の変更)を改正
3. 第 5 章(公益を目的とする事業)追加
4. 第 5 章を第 6 章へ繰り下げ、第 28 条から第 33 条を第 30 条から第 35 条へと繰り下げ

附 則

この定款は、沖縄県知事の認可の日(平成 19 年「2007 年」 6 月 4 日)から施行する。

【一部改正の内容】

第 1 条(2)自立支援法の施行(平成 18 年 10 月 1 日)に伴う事業の変更

附 則

この定款は、沖縄県知事の認可の日(平成 20 年「2008 年」 5 月 30 日 福障第 2 1 7 6 号)から施行する。

【一部改正の内容】

1. 平成 19 年 3 月 30 日付雇児発第 0330004 号厚生労働省雇用等・児童家庭局長外 2 局長連名通知による定款準則の一部改正に基づく関係条の改正
2. 第 18 条第 4 項を第 5 項に繰り下げ、第 4 項を追加、第 27 条第 2 項を追加挿入
3. 第 1 条第 1 項第 1 号(イ)と(ロ)及び同条項第 2 号(イ)、第 3 条第 1 項、第 9 条第 1 項、第 13 条第 1 項と第 7 項、第 14 条第 2 項、第 15 条、第 18 条第 2 項第 3 号、第 19 条 (1) と (2)、第 27 条第 1 項第 1 号、第 28 条の見出し、第 28 条第 1 項、第 33 条のそれぞれの語句を一部改正
4. 第 1 条第 1 項第 2 号(ロ)から(ハ)までと第 27 条第 1 項第 2 号を削除

附 則

この定款は、沖縄県知事の認可の日(平成 20 年「2008 年」 6 月 9 日)から施行する

【一部改正の内容】

第 1 条第 1 項(2)の(ロ)に新規事業を追加挿入

附 則

この定款は、沖縄県知事の認可の日(平成 22 年「2010 年」 3 月 1 9 日 福障第 4 0 1 0 号)から施行する

【一部改正の内容】

1. 第 2 章第 5 条役員定数の変更
2. 第 2 章第 5 条第 2 項挿入、第 3 項を第 4 項へ、第 4 項を第 5 項へ
3. 第 2 章第 5 条の後に第 6 条を追加挿入
4. 第 2 章第 10 条を第 11 条へ繰り下げ、副理事長の新設に伴う変更
5. 第 11 条の 2 挿入
6. 第 11 条以下第 35 条まで順次繰り下げ
7. 第 3 章第 14 条評議員数の変更

附 則

この定款は、沖縄県知事の認可の日(平成 22 年「2010 年」 6 月 2 1 日 沖縄県指令福第 1 5 7 0 号)から施行する

【一部改正の内容】

1. 第 28 条、第 29 条削除に伴い第 30 条以降を順次繰り上げ

附 則

この定款は、沖縄県知事の認可の日(平成 23 年「2011 年」 9 月 3 0 日 福障第 2 2 9 3 号)から施行する

【一部改正の内容】

1. 第 1 章第 1 条目的の変更

附 則

この定款は、沖縄県知事の認可の日(平成 24 年「2012 年」 2 月 22 日 福障第 4 1 4 8 号)

平成 24 年 4 月 1 日から施行する

【一部改正の内容】

1. 第 2 章第 5 条（役員の定数）変更
2. 第 2 章第 11 条の 3（顧問・参与）削除

附 則

この定款は、沖縄県知事の認可の日(平成 24 年「2012 年」5 月 1 日 福障第 2 1 5 0 号)

平成 24 年 4 月 1 日から施行する

【一部改正の内容】

1. 第 1 章第 1 条（目的）事業の追加
2. 第 2 章第 6 条（名誉理事長）名称変更
3. 第 2 章第 11 条の 2（常務理事）削除

附 則

この定款は、沖縄県知事の認可の日(平成 25 年「2013 年」6 月 25 日 福障第 2 1 9 6 号)

平成 25 年 4 月 1 日から施行する

【一部改正の内容】

1. 第 1 章第 4 条（事業所の所在地）変更
2. 第 2 章第 5 条の 3（役員の定数）削除
3. 第 2 章第 11 条第 1 項（理事長の職務の代理）変更及び、第 2 項の削除に伴い第 3 項を第 2 項へ
4. 第 4 章第 19 条第 1 項、第 3 項、第 4 項（資産の区分）及び第 20 条第 1 項（基本財産の処分）改正

附 則

この定款は、沖縄県知事の認可の日(平成 26 年「2014 年」9 月 26 日 沖縄県指令子第 660 号)から施行する

【一部改正の内容】

1. 第 1 章第 1 条第 1 項（2）の（ハ）（ニ）に新規事業を追加挿入
2. 第 2 章第 11 条の 1（理事長の職務の代理）改正
3. 第 2 章第 12 条の 1（監事による監査）変更
4. 第 4 章第 19 条第 1 項、第 3 項（資産の区分）改正

附 則

この定款は、沖縄県知事の認可の日(平成 27 年「2015 年」2 月 26 日 沖縄県指令子第 163 号)から施行する

【一部改正の内容】

1. 第 4 章第 19 条（資産の区分）第 4 項を削除し、第 5 項を第 4 項へ

附 則

この定款は、沖縄県知事の認可の日(平成 27 年「2015 年」6 月 8 日 沖縄県指令子第 3995 号)から施行する

【一部改正の内容】

1. 第7条から第33条を第8条から第34条へ1つずつ繰り下げ
2. 第7条に（常務理事）を挿入

附 則

この定款は、平成29年4月1日から施行する

【一部改正の内容】

1. 社会福祉法人制度改革における社会福祉法人定款の改正通知に基づく関係条文の改正
2. （役員及び職員）第2章を第4章とし（評議員）第2章として挿入
3. （資産及び会計）第4章を第6章とし（理事会）第5章として挿入
4. 第5章の解散（合併を除く）を第7章に、第6章を第8章に、第7章を第9章にそれぞれ繰り下げ
5. 平成27年度介護保険法改正
第1条第1項第2号（二）を（ホ）に繰り下げ（二）の語句追加

附 則

この定款は、沖縄県知事に届出の日（平成30年7月31日）から施行する

【一部改正の内容】

1. 第1章第4条（事業所の所在地）変更

附 則

この定款は、沖縄県知事に認可の日（平成31年3月29日 沖縄県指令子第341号）から施行する

【一部改正の内容】

1. 第1条第1項（2）の（へ）に事業を追加挿入
2. 第28条第2項（4）建物の床面積を変更

附 則

この定款は、沖縄県知事に認可の日（令和元年7月8日 沖縄県指令子第646号）から施行する

【一部改正の内容】

1. 第28条第2項（4）に土地を挿入、以下各号繰り下げ
2. 第29条第1項（3）を新設

附 則

この定款は、沖縄県知事に届出の日（令和2年7月31日 沖縄県指令子第516号）から施行する

【一部改正の内容】

1. 第28条第2項（4）に土地を削除、以下各号繰り上げ

附 則

この定款は、沖縄県知事に届出の日（令和4年3月11日 沖縄県指令子第187号）から施行する

【一部改正の内容】

1. 第2章第7条（評議員の資格）の追加

2. 第7条から第16条を第8条から第17条へ1つずつ繰り下げ
3. 第11条(9)を(12)へ繰り下げ(9)事業計画及び収支予算(10)臨時の措置(11)解散を追加挿入へ
4. 第14条第3項一部語句改正(第15条を第16条)
5. 第4章第18条(役員の資格)の追加
6. 第17条から第35条を第19条から第37条へ2つずつ繰り下げ
7. 第31条第33条の一部語句の改正及び追加(理事総数の3分の2以上の同意及び評議員の承認を得て)
8. 第37条の語句の追加(及び評議員の承認)
9. 第6章第38条(保有する株式に係る議決権の行使)の追加
10. 第36条から第40条を第39条から第43条へ3つずつ繰り下げ

附 則

この定款は、沖縄県知事に届出の日(令和4年8月16日 沖縄県指令子第963号)から施行する

【一部改正の内容】

1. 第6章第30条(資産の区分)の第2項(4)土地を追加し、第4項を第5項へ、第5号を第6項へ繰り下げ

附 則

この定款は、沖縄県知事に届出の日(令和5年3月31日 沖縄県指令子第487号)から施行する

【一部改正の内容】

1. 第1章第1条(目的)の第1項第2号(二)介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業を削除、以下(ホ)(へ)繰り上げ
2. 第6章第30条(資産の区分)の第2項(7)建物を追加